

平成31年度 学校経営方針

佐世保市立吉井中学校長 松山 弥六

校訓 「耕心」

1 はじめに

学校は、人格の完成を目指す場である。また、「教え、育む」ことで生涯学習の基礎を確立する場であり、生徒の変容する姿により、学校教育目標の達成をみるものである。

校訓「耕心」の下で、真実を求めて学ぶ教師と生徒、生徒同士・教師同士の心の触れ合いを大切にしながら自らの心を耕し、生徒自身が「友達が好き、学級が好き、学校が好き」と感じると同時に、生徒一人一人の「夢や志をはぐくむ学校」づくりを目指す。また、お互いの存在を認め合い、切磋琢磨しながら自分自身を高め、将来に向かって前向きに歩いていく生徒の育成を目指していく。

そのためには、今年度、吉井中学校に集った教職員一人一人が個々の能力や特性を十分に発揮しながら、組織として協働していくことが重要である。教育は引き受けることから出発する。我々は平成31年度の吉井中学校を引き受け、全職員の力を結集して教育実践に力を入れ、学校教育目標の実現を目指すものである。

2 基本理念 「一人の子どもを粗末にすると、教育はその光を失う」

(1) 「夢と志」を育み、楽しく学べる学校にしていく。

○自己肯定感を育てる。

褒めて育てる。「教師の一言が生徒を変える」

○生徒一人一人の居場所をつくる。

存在感を与える。「活躍できる場をつくる」

○生徒一人一人の思いをしっかり受け止める。

信頼関係を築く。「生徒の今日の変容を認める」

(2) 社会人としての能力・態度を身につけさせる。

○学校は、「生きる力」を育み、「確かな学力」を確実に身につけさせる場である。

教師は教育(教科教育・人間教育)のプロである。「教師力の向上」を図る。

○教えたいことこそ気づかせる。

言われたことは「他人の意見」、気づかされたことは「自分の考え」

○授業で勝負する。

わかる授業をすれば生徒は必ずついてくる。「授業改善」を図る。

(3) 学校は組織体である。

○学校は、教育目標を達成するために組織的・継続的に教育活動を行う組織体である。

○教職員相互の信頼関係を築き、教職員一人一人が共通理解のもとに個々の能力や特性を充分発揮しながら組織的に動くことで、最大限の教育的効果が得られる。

3 教育方針 「鍛えよう、心と体」「伸ばそう、学力」「語ろう、夢と志」

学校・家庭・地域社会が一体となって、徳(豊かな情操と道徳心)・知(確かな学力)体(健康・体力)の調和のとれた、人間性豊かな生徒の育成に取り組む。

そのために、学校の教育活動を進めるにあたっては、長崎県及び佐世保市の教育方針に則り、地域社会及び生徒の実態を踏まえ、社会のニーズに対応できる教育実践を目指す。

4 学校教育目標

自ら「生きる力」を培う生徒の育成

5 めざす生徒像 「磨き合い、学び合い、鍛え合う生徒」

○礼儀正しく、思いやりのある生徒(徳)

○自ら学び、自ら考え、日々伸びる生徒(知)

○心身を鍛え、健康でたくましい生徒(体)

6 めざす学校像 「生徒一人ひとりの夢と志をはぐくむ学校」

- 一人一人の夢と志が大切にされている学校
- 一人一人の夢と志に向かって伸びることができる学校
- 一人一人の夢と志をみんなで共有できる学校

7 めざす教師像 「時代の要請を理解し、自らの教師力を高める教師」

- 常に自己研鑽を怠らない教師
- 生徒一人一人を大切にしている教師
- 心身ともに健康で人間性豊かな教師

8 教育目標を達成するための基本方針

教育目標を学校の様々な教育計画に生かし、その具現化を図るために次のような基本方針を設定する。

- (1) 個々の能力や個性に応じた指導を充実させ、基礎的・基本的な学習内容の確実な定着を図るとともに、思考力・判断力・表現力を身につけさせ、生涯を通じて学習する意欲や態度を育成する。
- (2) 教育活動全体を通して、人権尊重教育を推進し、偏見や差別をなくすとともに、互いに認め合い、支え励まし合う思いやりの心を育てる。
- (3) 基本的な生活習慣を身につけさせ、自主性や協調性、責任感の育成に努め、目標を持ち、自らの進路を開拓する健全な社会人となる基礎を培う。
- (4) 保護者や地域と協力しながら道徳教育や体験活動を積極的に進め、「心の教育」を充実させるとともに、地域社会の一員としての自覚や地域に貢献する態度を育てる。
- (5) 特別な支援が必要な生徒の指導には、個別の支援計画、個別の指導計画を作成し、関係諸機関との連携を図りながら学校全体で計画的、組織的にあたる。
- (6) 学校行事を通して、生徒の個性と自主性を伸ばし、情操を豊かにする指導の工夫を図る。
- (7) 「開かれた学校」を目指し、家庭・地域社会・南小学校・北小学校との連携を積極的に図り、相互の理解や信頼を高める。
- (8) 自他の安全や環境、食に関する興味・関心を高め、心身の健康の増進を図る。
- (9) 学校評価を教育活動に反映していく。

9 努力目標

(1) 学習指導の充実・学力向上

- ①「わかる授業」の実践に努め、基礎的・基本的な学習内容を確実に身につけさせる。
- ②学力の向上に努め、自ら進んで学ぶ意欲的な態度、豊かな表現力、自ら考え判断する力の育成を図る。
- ③学力定着のため、主体的な家庭学習と生徒一人一人に応じた学習支援の充実を図る。

(2) 生徒指導の充実

- ①組織的な生徒指導体制を確立し、「報告・連絡・相談」を徹底するとともに、教職員が一丸となって取り組む。
- ②学校経営の基盤は学級・学年経営である。学年主任・学級担任を中心に全職員で協働実践する。
- ③いじめ・不登校・問題行動等が起こらないよう、教育相談の実施等で生徒理解を深め、保護者との面談等を通じて課題の共有化を図る。
- ④「学校の約束(きまり)」を遵守する指導の共通実践や生活実態調査の実施とその活用を行うなど、基本的な生活習慣の確立を図る。
- ⑤人権教育の推進・充実を図る。

(3) 特別支援教育の推進

- ①生徒一人一人の能力や特性に応じたきめ細かな指導を進める。
- ②生徒がおかれている状況、保護者の意向を十分に把握した上で、教育相談を進める。
- ③通常学級における特別な支援を必要とする生徒への指導体制の整備・充実に努め、個別の指導計画を作成し対応する。

④関係機関との連携を図るとともに教職員の研修を実施し、資質の向上に努める。

(4) 道徳教育の充実

①いじめ問題には毅然とした姿勢で対応し、いじめを絶対許さない態度を育成する。

②自らの生き方を考えさせ、温かい心情と責任感をもち、豊かな心の育成に努める。

③思いやりの心や感謝の気持ちをもち、協力し合う態度を育成する。

④自他の生命を尊重し、弱いものをいたわり、美しいものに感動する心を育てる。

⑤ボランティア活動を啓発する。

⑥朝読書等、読書活動を取り入れることで、生徒の教養を高め、自分の生き方を考えさせる。

(5) 小中連携の推進

①吉井地区三校連携推進協議会を定期的開催し、実践事項や課題の共有を図る。

②三校連絡会を活用し、学校と家庭・地域が一体感をもって児童生徒の成長に関わる体制づくりを推進する。

③小中学校間の連携を密にすることで、中1ギャップの解消を目指すとともに、課題を抱える児童生徒への適切な対応ができる体制づくりを推進する。

(6) 体験学習の充実

①総合的な学習の時間をはじめ、各教科、道徳、特別活動において様々な体験学習を行うことで、自己有用感、自己達成感などを高める。

②各種体験学習を通して他者と交わる中で、人と人との関係づくり、コミュニケーション力、感謝の心など社会性の育成を推進する。

③地域での体験学習は、地域の一員としての自覚を高め、地域貢献の一環となるよう推進する。

(7) 心身の健康・体力の向上

①全校体育活動や部活動の充実を図る。

②給食の時間において、食事マナーや適切な食習慣の定着を図るため、栄養教諭（南小）との連携を図る。

③積極的な教育相談を実施し、心の教室相談員やスクールカウンセラーとの連携を密にする。

(8) キャリア教育の推進

①自己理解を深め、夢や志をもって、将来の生き方や職業について考える生徒の育成を図る。

②総合的な学習の時間の工夫・充実、外部人材の活用、生徒会活動の充実、進路指導の充実を図る。

(9) 開かれた学校づくりの推進

①学校からの積極的な情報発信を行う。ホームページや各種通信の充実を図る。

②地域の人材を活用するとともに、地域住民の学校行事への参画を推進する。

③情報交換や授業参観の実施等、小中・中高の学校間連携を推進する。

(10) 環境の整備・美化・安全管理の徹底

①校内の定期的な安全点検や自転車利用についての指導等、安全教育の充実を図る。

②生活の基本としての自主的な清掃活動や整理整頓を積極的に進める。

③掲示活動や花いっぱい活動を進め、きれいな学習環境の整備を進める。

10 本年度の重点目標

(1) 「確かな学力」の定着（基礎・基本の定着）

①校内研究を軸として「授業改善研究」に力を入れ、学力向上を図る。

＊授業のUD化と新学習指導要領が目指す授業「主体的で対話的な深い学び」の研究・実践

＊「予習・授業・復習サイクル」の構築

②県・市教育センターとの連携を推進する（初任者研修・若手研等の活用）。

(2) 生徒指導の充実（自己肯定感の育成と基本的生活習慣の定着）

- ①生徒に出番と役割を与え、その取組や成果を褒める（承認する）ことで生徒の責任感や自信を育て、良いところを伸ばしていく（開発的生徒指導の実践）。
- ②教師が率先垂範の姿勢を示し、動くことで基本的な生活習慣の定着と規範意識の醸成を図る。
- ③心身を鍛え、たくましい生徒を育成する。
- ④職員間の「報告・連絡・相談」体制を徹底し、縦・横の連携を図り、共通理解・共通実践を大切にしていく。

（3）特別支援教育の推進（きめ細やかな指導）

- ①「生活アンケート」や日常の観察等で生徒一人一人の見取りを確実にし、生徒のニーズを的確に把握する。
- ②生徒との教育相談を定期的に行い、家庭生活の状況や困り感を把握した上で、保護者と連携して合理的配慮を行う。

（4）道徳教育の推進（豊かな心の育成）

- ①自らを律しつつ他と協調し、他を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育成する。
- ②校訓「耕心」を意識した「人としての心のあり方」を求めていく。
- ③一校一徳 『実践しよう!! 「み・そ・あ・じ 運動」』の推進
 < み：みなり そ：掃除 あ：あいさつ じ：時間 >

11 教職員の心構え

（1）「職員の和」を第一に。

- 仕事を上では「職員の和」が第一である。誰もが気持ちよく仕事ができるように「職員の和」を大切にしながら笑顔が絶えない職員室にしていく。それが、自分自身の成長にもつながり、必然的に生徒たちに安心感を与えることになる。

（2）「報告・連絡・相談」の体制を徹底し、共通理解・共通実践を行う。

- 学校は組織体であり、一人で問題や悩みを抱え込まずに全員でその解決に向けて知恵を出し合う。
- 「チーム吉井」の一員としての自覚をもつ。

（3）一人一人の強みの総和が、教職員集団としての「チーム吉井」の強みになる。

- 教職員としての自分の強みは何かを常に自問自答するとともに、強みを生かし合える教職員集団を目指す。
- 教職員としての自分の強みをさらに強くすること、新しい強みを身につけることが教職員集団のレベルアップにつながる。

（4）師弟同行の姿勢で。

- 生徒とともに活動することで、たえず自分の指導力や教師としての資質を高めていく姿勢をもち続ける。
 （朝読書・給食準備・清掃など）→生徒との信頼関係構築→保護者の信頼感向上
- 「生徒は教師の鏡である」ことを忘れず、教員自身の指導の在り方を問い返しながら実践に励む。

（5）時間厳守

- 生徒指導の面からも、教師自身が時間を守ること。
 （授業や部活動等の始まり・終わりの時間、提出物の締め切りなど）

（6）教職員として服務規律を厳守

- 体罰、暴言、悪態、ハラスメント、飲酒運転その他の非行の厳禁、個人情報管理徹底等を図る。
- 不祥事を起こした場合には処分対象となり、生徒・保護者・地域からの信頼を失うのは勿論、正常な教育活動を阻害する。また、私生活の上でも全てを失うことになる。
- 「不祥事を起こさない」のは勿論、お互いが気軽に声をかけ合える雰囲気をつくり、「不祥事をさせない職場づくり」に力を入れる。

（7）「向き・不向き」、「できる・できない」より、前向きに！まず一歩前進！

○何事にもチャレンジする気持ちを忘れず、取り組んでほしい。

(8) 学ぶという姿勢を常にもち、謙虚である。

○本物の教師は「学ぶ」姿勢を忘れない。

(自信と慢心は紙一重。反省のない自信はたちまち慢心にかわってしまう)

(9) 生徒、保護者、地域住民、同僚との出会いを大切にする。

○信頼関係を築き、人と触れ合う中で自分自身も成長できる。

○P T A行事等への積極的な参加をお願いしたい。

※具体的な取組

項	努力事項	具体的な行動指標	評価指標
学力向上の推進	①わかる授業の実践	○学力調査の分析と対策 ○「教科学力向上プラン」を作成し、それに基づいた授業実践 ○授業規律の徹底 先語後礼 「3分前着席、2分間学習、1分間黙想」	○研究授業の実施（全員） そのうち教科を指定(3教科)し、特定研究授業を行う。 ○全員が実行できる。
	②学習支援の充実	○テスト前学習支援 ○長期休業中等の学習会の実施	○テスト計画表の作成と個別支援 ○夏季5日、冬季3日は実施
	③家庭学習の充実	○家庭学習を定着させるための校内研究の取組 ○家庭学習（自学）ノートの活用	○1・2年生…1時間半以上 3年生…2時間以上 全体の70%以上がクリアする。
	④特別支援教育の推進	○職員研修会の実施(生徒理解と指導法) ○外部機関との連携	○年2回の実施 ○S C・S S W等との連携
生徒指導の充実	①組織的な生徒指導体制の確立	○定期的な生徒指導部会の開催 ○報告・連絡・相談体制の徹底	○全職員が情報を共有して生徒理解に努め、同一歩調で指導できる。
	②基本的な生活習慣の確立	○「み・そ・あ・じ運動」の徹底(身なり・掃除・あいさつ・時間) ○あいさつ運動の実施	○全員が掃除に取り組む。 ○全員が立ち止まってあいさつできる(ワストップ あいさつ)
	③教育相談の充実	○積極的な教育相談の実施(定期、チャンス相談)	○少なくとも年2回は一人一人と相談できる機会をつくる
	④部活動の充実	○「部活動ガイドライン」に沿った取組	○部活動に休まず参加する。 ○毎週2日の部活動休養日の実施
	⑤食育指導の推進	○適切な食習慣の定着を図る。 ○給食時間における食事マナーの指導	○栄養教諭の指導を入れる。 ○全体でマナー指導を統一する。
道徳教育の推進	①道徳授業の充実	○「私たちの道徳」の活用 ○道徳教育推進教師・学年担当を中心に資料の提供等で内容の充実を図る。	○自分の考えが表現できるようになる。
	②「総合的な学習の時間」の充実	○福祉体験と職場体験の実施 ○講話等での外部人材の活用 ○3年間を見通した系統づくり	○将来の生き方や職業について考えるようになった生徒80%以上 ○年間5名以上の人材活用
	③生徒会活動の充実	○執行部を中心に主体的に活動するように工夫改善を図る。	○生徒会活動が主体的に活動していると感じる生徒80%以上
	④人権教育の推進・充実	○「いのちを見つめる強調月間」や人権週間での取組の充実	○生活アンケートで毎月「いじめゼロ」を目指す。
	⑤ボランティア活動の推進	○地域行事への参加 ○ペットボトルキャップ集め	○地域の駅伝大会・文化祭等へ参加